瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第17号

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 瀬戸市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年瀬戸市条例第29号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
(補償基礎額)	(補償基礎額)				
第5条 <省略>	第5条 <省略>				
2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによ	2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによ				
る。	る。				
(1) <省略>	(1) <省略>				

- (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは 水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防 作業従事者等」という。)が消防作業等に従 事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急 措置の業務に従事したことにより死亡し、負 傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業 等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又 は応急措置の業務に従事したことによる負傷 若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の 状態となった場合には、9,100円とする 。ただし、その額がその者の通常得ている収 入の日額に比して公正を欠くと認められると きは、1万4,200円を超えない範囲内に おいてこれを増額した額とすることができる
- (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは 水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防 作業従事者等」という。)が消防作業等に従 事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急 措置の業務に従事したことにより死亡し、負 傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業 等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又 は応急措置の業務に従事したことによる負傷 若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の 状態となった場合には、8,900円とする 。ただし、その額がその者の通常得ている収 入の日額に比して公正を欠くと認められると きは、1万4,200円を超えない範囲内に おいてこれを増額した額とすることができる

<省略>

補償基礎額表(第5条関係)

階級	勤務年数						
	10年未満		10年以上		20年以上		
			2 0 4	宇未満			
団長及		円		円		円	
び副団	12,	500	13,	3 5 0	14,	200	
長							
分団長	10,	800	11,	6 5 0	12,	500	
及び副							
分団長							
部長、	9,	100	9,	950	10,	800	
班長及							
び団員							

3及び4

別表 補償基礎額表(第5条関係)

階級	勤務年数							
	10年未満		10年以上		20年以上			
			2 0 4	年未満				
団長及		円		円		円		
び副団	12,	4 4 0	13,	3 2 0	14,	200		
長								
分団長	10,	670	11,	5 5 0	12,	4 4 0		
及び副								
分団長								
部長、	8,	900	9,	790	10,	670		
班長及								
び団員								
	1		1		•			

備考 <省略>

<省略> 附

備考

則

(施行期日)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。 1

(経過措置)

この条例による改正後の瀬戸市消防団員等公務災害補償条例第5条第 2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生 じた瀬戸市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する公務災 害補償(以下「公務災害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事 由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補 償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定 する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、 同日前に支給すべき事由の生じた公務災害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年

金等については、なお従前の例による。